水道事業会計

五十四年度の業務予定量は、給水戸数八千四百五十戸、年間総配水量は四百二十七万五千五百立方㍍を見込んでいます。前年度に比較して戸数で四百戸、配水量では約六・七％の増加です。

収益的収支では三千四十六万三千円の剰余金が見込まれていますが、これは昨年の水道料金値上げによるもので、この剰余金は、将来見込まれる拡張事業による赤字に備えるものです。

資本的収支の収入は、競馬場専用配水管布設工事に充当する寄付金が主なものです。支出では、第六次拡張事業の二年度めに当たり、内島見配水場の建設費三億円、配水管の布設工事費、支給原材料費など約六億二千万円計上してあります。

国民健康保険特別会計

五十四年度予算は、国保加入五千七十世帯、一万八千四百五十人を見込んでいます。

予算総額十一億九千四百十一万円のうち保険税収入は、三八・三％に当たる四億五千七百七十四万円ほどです。

保険給付費の内訳は、医療機関へ支払う診療費十億九千八百七十二万円、出産した人に支払う助産費一千五百万円、葬祭費四百万円などです。

事務合理化のため、診療報酬の計算事務を電算委託し、職員を一人減らしました。

国民健康保険特別会計

歳入	
国民健康保険税	457,742千円
使用料及び手数料	30
国庫支出金	719,918
県支出金	1,000
財産収入	4,615
繰越金	4,601
繰入金	1
諸収入	6,203
歳入合計	1,194,110

歳出	
総務費	33,985千円
保険給付費	1,121,537
保健施設費	90
積立金	4,850
公債費	1
諸支出金	401
予備費	33,246
歳出合計	1,194,110

水道事業会計

収益的収入	**365,271千円**
営業収益	363,061
営業外収益	2,100
特別利益	110
収益的支出	**334,808千円**
営業費用	274,499
営業外費用	45,269
特別損失	40
予備費	15,000
資本的収入	**709,814千円**
企業債	644,000
寄付金	42,050
固定資産売却代	10
消火栓設置負担金	5,000
工事受託金	16,204
営業設備負担金	2,550
資本的支出	**729,104千円**
設備改良費	714,154
企業債償還金	13,950
予備費	1,000

火災と救急の状況

～53年～

消防署では、五十三年中の火災発生状況と、救急活動状況をまとめました。

○火災発生状況

火災の発生件数は、五十二年より七件多い二十一件でした。火災種別では、建物火災十五件、林野火災一件、車両火災二件、その他三件となっています。

焼失面積は、建物一千百九十八平方㍍、林野二百平方㍍でした。

火災発生別原因では、ガスコンロ四件、風呂釜と電気器機それぞれ三件などとなっています。

なお、火災のやけどがもとで死亡した方が、一人ありました。

○救急活動状況

救急出動件数は、五十二年より七十一件多い六百九十二件で、搬送人員は六百八十四人でした。

事故別の出動件数は、急病三百三件、交通事故百三十九件、一般負傷九十五件、転院五十二件、労働災害二十八件などとなっています。

搬送先は、市内の医療機関三百八十六人、新潟市の医療機関二百七十五人、その他の地域の医療機関二十三人でした。

火事と救急は一一九番

交通事故の状況 ―五十三年―

事故数は減り死者増加

昭和五十三年中の豊栄警察署管内の交通事故発生状況がまとまりました。

昨年一年間に発生した人身交通事故は百五十四件で、前年に比べて八件、四・九パーセント減少しました。しかし死者数では一昨年のゼロから八人に増加し、一件で複数の死傷者を出す重大事故が増えたことを示しています。また新潟市北地区と豊栄地区とに分けてみると、件数では豊栄地区が百五十四件中八十七件と多くなっていますが、死者数では逆に新潟市北地区が多く八人中五人を占めています。

〈原因別〉

車がわで多いのは前年と変わらず、わきみ運転の三十七件がきわだっており、次いで一時不停止が十四件。また、人がわの原因による事故は百五十四件中わずか八件ですが、いずれもとび出しによるものです。

〈年齢別〉

第一当事者を年齢別にみると、二十歳代が最も多く六十三人ですが、二十歳以下の二十七人中、十八歳以上の若者が十三人と目立っており、バイクなどの未熟な運転が事故を招いていると言えそうです。

〈路線別〉

相変わらず国道七号線が二十五件とトップ。県道安田・京ケ瀬・松ケ崎線でも二十二件発生し、ここでは重傷事故が多くなっています。

軽自動車税の引き上げなど

―税条例の一部改正―

四月三日に市議会第二回臨時会が開かれ、市税条例の一部が、改正されました。これは、地方税法の改正によるもので、今年度の市税から適用されます。

□市民税

個人市民税の非課税基準額が引き上げられました。

前年中の所得金額が十六万円（改正前は十五万円）に、その人の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下である人に対しては、均等割を賦課しないことになりました。

□長期譲渡所得についての課税の特例

優良宅地造成のためや公共用に土地を譲渡した場合の長期譲渡（昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地を譲渡した場合）に係る市民税の特例が新設されました。

(1) 特別控除後の譲渡益四千万円（改正前二千万円）までの部分については、市民税四％（県民税二％）の税率によって課税されます。

なお、所得税は二〇％です。

(2) 特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分の二分の一については、他の所得と合算して課税されます。

□軽自動車の税額がかわりました。

軽自動車税が、年額五十円～六百円増額され、次のようになりました。

原動機付自転車	
五〇cc以下	七〇〇円
九〇cc以下	一、一〇〇円
一二五cc以下	一、四五〇円
軽自動車及び小型特殊車	
二輪のもの及び雪上車	二、二〇〇円
三輪のもの	二、八五〇円
四輪乗用自家用車	六、五〇〇円
貨物自家用及び二輪の小型自動車	三、六五〇円
農耕作業用自動車	一、四五〇円
その他のもの（小型特殊車）	四、三〇〇円

□固定資産税等の負担調整措置

今年度は、三年ごとに行われる固定資産の評価替えの年度です。

本来、土地に係る固定資産税は、評価額に税率を乗じて税額を求めるものです。しかし、評価替えごとに評価額は上昇しているため、本来の方式で税額を求めると税負担の急増を招くので、評価額とは別に課税標準額を設け、毎年徐々に税負担を引き上げる負担調整措置が実施されてきました。

五十四年度から五十六年度までの宅地等と農地に係る固定資産税についても、負担調整措置が実施されることになりました。

宅地等については、前年度の課税標準額に対する今年度の評価額の上昇区分に応じて一〇％から三〇％、農地については五％から二〇％課税標準額が引き上げられることになりました。

なお、都市計画税についても同様の措置がとられます。

新しいすみれ保育園が、豊栄駅裏に完成しました。

これまでの古くて狭い保育園に比べて、明るく広い保育園です。　建物建設の総事業費は、13,232万円でした。

このうち 3,200万円は国民年金積立金の融資を受けました。

早通に公民館職員配置

四月一日から早通出張所内に地区公民館を設置して、専任職員を一人配置しました。

市は出張所、老人部の家、公民館、いわゆる地区総合施設の整備されている木崎、岡方、長浦地区に昨年度から公民館職員を配置して、地域の団体等の世話をし、その助長を図り、また、自主的な公民館活動を行ってきました。早通地区には、このような施設がないため、公民館職員を配置しませんでしたが、早通小学校の閉校により、総合施設建設の見通しがついたので、職員を配置しました。

早通小は取り壊し

55年に総合施設建設

早通地区の総合施設は、旧早通小学校校舎を利用して設置する計画でしたが、同校舎は、老朽化が進んでいるため取り壊さなければならなくなりました。このため、市は五十五年度に、小学校跡地に総合施設を建設する計画を進めています。

旧早通小学校は、体育館が昭和三十四年に、教室部分が三十八年に完成し、いずれも二十年を経過していません。しかし、四十一年と四十二年の二回の水害で床上浸水の被害だった校舎は、意外と傷んでいることが判明し、取り壊すことになりました。

教室部分の校舎は、今年度中に取り壊し、体育館は早通南小学校の体育館完成後に取り壊す予定です。

体育館使用料の改正

各小中学校の体育館を営利の目的で使用する場合は、使用料を徴収しますが、この使用料が引き上げられました。

一番使用料の高い葛塚中学校体育館の場合で、昼間は四千円、夜間は六千円です。